

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録及び同社本社における資格取得日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月30日から同年5月1日まで  
② 昭和38年5月1日から同年5月10日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C営業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和38年4月30日となっており、次の異動先である同社本社における被保険者資格取得日が、同年5月10日である旨の回答を受けた。

私は、昭和37年4月2日にA社へ入社した後、同年5月1日付けで同社C営業所へ配属となり、38年5月1日付けで同社本社へ異動となったため、同社C営業所における当該資格喪失日及び同社本社における当該資格取得日は38年5月1日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和37年4月13日、離職日が平成6年6月30日である旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる。

また、B社から提出された社員手帳（写し）により、申立人は、昭和38年5月1日付けでA社C営業所から同社本社へ異動したことが確認できる。

さらに、B社に照会したところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたはずである旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し（昭和 38 年 5 月 1 日に同社C営業所から同社本社へ異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された社員手帳の記録（1万 9,000 円）及びA社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和 38 年 3 月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているものの、申立人に係る被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主は、申立人のA社C営業所における被保険者資格喪失日を昭和 38 年 4 月 30 日として届け、また、申立人の同社本社における同資格取得日を同年 5 月 10 日として届けており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から62年3月までの期間及び平成4年9月から5年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月から62年3月まで  
② 平成4年9月から5年2月まで

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和59年3月から62年3月までの期間及び平成4年9月から5年2月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①については、当時、私は学生であったため、昭和59年に、両親が、国民年金の加入手続を行い、保険料をまとめて納付してくれた。また、申立期間②については、私が、A町役場（現在は、B市役所）又はC市役所において、加入手続を行い、保険料を納付した。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和59年に、その両親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日及び後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、62年12月27日から63年1月10日までの間と考えられ、この時点では、申立期間の大半については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間①について、学生であったことによる合算対象期間（カラ期間）であるため、申立期間①においては国民年金被保険者資格を有しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、その両親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接

関与していないため、申立期間①当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

2 申立期間②について、オンライン記録により、申立人は、昭和 63 年 5 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格の取得に伴い国民年金の被保険者資格を喪失し、平成 4 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、その後、国民年金の被保険者資格取得の手続を行った形跡がうかがえない。

また、申立人は、A 町役場又は C 市役所において、加入手続を行い、申立期間②の保険料を納付したと主張しているが、戸籍の附票により、申立人は、平成 4 年 9 月時点では、D 市に居住していることが確認できることから、申立内容に信<sup>び</sup>憑性がない。

さらに、申立人は、自身が加入手続を行ったと主張しているが、当委員会の調査段階において、具体的内容について聴取しても、その記憶が定かでないため、申立期間②当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

3 このほか、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年10月20日から30年5月11日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B工場(現在は、A社C工場)に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

私は、昭和30年5月にA社B工場を退職したが、脱退手当金の請求手続を行っておらず、また、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、A社B工場の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に脱退手当金を支給した記録があるとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失から約4か月後の昭和30年9月15日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、申立期間以外に脱退手当金の基礎となるべき未請求期間が無いことなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は「通算年金通則法」(昭和36年法律第181号)の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社B工場における被保険者期間が55月である申立人が同社を退職後、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはみられない。

なお、A社の事業主に照会したものの、当時の脱退手当金の取扱いにつ

いては、記録が残存しておらず不明である旨の回答であった。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年10月1日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社(現在は、B社)C事業所に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

私は、昭和20年8月の終戦後、職場には復帰せず(退職手続もとっていない)、結婚してD県に住んでいる。

このため、私は、脱退手当金の請求手続を行っておらず、脱退手当金を受給した記憶も無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C事業所の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に脱退手当金を支給した記録があるとともに、申立期間以外に脱退手当金の基礎となるべき未請求期間が無いことなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時は「通算年金通則法」(昭和36年法律第181号)の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社C事業所における被保険者期間が12月であり、同社を退職後、昭和36年11月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはみられない。

なお、B社C事業所の事業主に照会したものの、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについては、記録が残存しておらず不明である旨の回答であった。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 731

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月30日から25年7月15日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和20年8月30日から25年7月15日まで、A事業所に勤務した時の記録が無かった旨の回答を受けた。私は、終戦でB社を退職した後、昭和25年8月にC機関に入所するまで、父、母及び兄が勤務していたA事業所に勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D機関E課に、申立人がA事業所の所在地と主張した箇所の権利者を照会したところ、F社G事業所であるとの回答が得られた。このため、当該社を事業所名称索引簿から検索したところ、「F社H事業所」が該当し、申立人の主張どおり、同社の被保険者名簿に申立人の父の名前が確認できた。

また、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、申立人がA事業所に勤務していたとの証言が得られ、上記申立人の父の被保険者記録を考えた場合、申立人が申立期間中、A事業所に勤務していたことは認められる。

一方、申立人が一緒に勤務したと主張している申立人の父、母及び兄の年金記録を調査したところ、父については、F社H事業所において短期間ではあるが被保険者記録が確認できたものの、母及び兄については同社の被保険者名簿に名前は確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚に照会したところ、A事業所において申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは不明との回答が得られた上、当該同僚についても、F社H事業所の被保険者名簿に名前は見当たらない。

さらに、F社の商業登記簿謄本を確認したところ、同社は、平成8年2月29日に解散しており、登記上の住所には既に存在していない上、申立期間当時の代表者及び最後の代表者は既に他界しており、清算人も連絡先が不明であるため、申立人に係る申立期間当時の状況について証言を得ることができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる他の関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 732

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 10 日から 34 年 7 月 17 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社又はB社に勤務していた昭和 33 年 7 月 10 日から 34 年 7 月 17 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、C県D市E町のF社構内でGを製造していたA社又はB社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地(C県D市E町)に、「A社」及び「B社」の商業登記簿は確認できない旨の回答が得られたほか、類似の名称の事業所として、「H社」(同市I町)の商業登記簿は確認できる旨の回答が得られたものの、同登記簿により確認できる同社の設立目的はJ、Kとなっている上、所在地も異なるため、申立人が勤務した事業所とは考え難い。また、オンライン記録により、申立期間当時、「H社」は、厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるものの、同社の健康保険厚生年金保険被保険者台帳に申立人の名前は見当たらない。

また、「H社」に照会したところ、同社が保管する労働者名簿に申立人の名前は見当たらないとしており、申立期間当時、同社はF社構内において業務を行っていなかった旨の回答が得られた。

さらに、オンライン記録により「B社」を含む名称の事業所を検索した結果、申立期間中に厚生年金保険の適用事業所に該当していた事業所は見当たらない。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間の直前に、L社に

勤務していたことが確認できるところ、L社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、L社及び「H社」において厚生年金保険被保険者資格を有している者が一人いることが確認できたことから、同者に照会したものの、申立人について記憶しておらず、申立人に係る勤務状況等に関する具体的な証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 10 日から 41 年 6 月 16 日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、  
A社B工場に勤務していた申立期間について、昭和 41 年 11 月 22 日に脱  
退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した覚えが無いので、申立期間について脱  
退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手  
当金が支給されたことを示す「脱C」の表示が記されているとともに、申  
立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後  
の昭和 41 年 11 月 22 日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われ  
ており、申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無  
く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、  
計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立  
人の健康保険整理番号の前後の者で申立人以外に「脱C」の表示がある者  
は4人確認できるところ、そのいずれの者にも脱退手当金の支給記録があ  
ることが確認できるほか、このうち連絡先の判明した3人に照会したとこ  
ろ、そのうちの2人から、脱退手当金を受領したことを記憶しているのと  
ともに、申立期間当時、同社同工場の事務担当者が代理請求を行っていた旨  
の証言が得られた。

なお、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて、A社に照会したも  
の、代理請求に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した  
記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。